

○管理職員等の範囲を定める規則

(昭和42年4月1日
規則第4号)

改正

昭和42年	5月25日	規則第6号	昭和42年	8月17日	規則第7号
昭和42年	8月17日	規則第8号	昭和42年	9月21日	規則第9号
昭和42年	12月21日	規則第11号	昭和43年	5月23日	規則第1号
昭和43年	6月22日	規則第2号	昭和43年	7月29日	規則第3号
昭和43年	9月28日	規則第4号	昭和43年	11月28日	規則第6号
昭和44年	5月22日	規則第1号	昭和44年	8月25日	規則第2号
昭和44年	9月25日	規則第3号	昭和45年	4月23日	規則第1号
昭和45年	7月23日	規則第2号	昭和45年	8月27日	規則第3号
昭和46年	2月25日	規則第1号	昭和46年	3月25日	規則第2号
昭和46年	4月22日	規則第3号	昭和46年	5月27日	規則第4号
昭和46年	7月22日	規則第5号	昭和46年	11月25日	規則第6号
昭和47年	2月24日	規則第1号	昭和47年	5月29日	規則第2号
昭和47年	7月29日	規則第3号	昭和47年	8月24日	規則第4号
昭和47年	9月28日	規則第5号	昭和47年	11月25日	規則第6号
昭和48年	5月24日	規則第1号	昭和48年	8月15日	規則第2号
昭和48年	11月22日	規則第3号	昭和49年	1月24日	規則第1号
昭和50年	2月27日	規則第1号	昭和50年	5月24日	規則第2号
昭和50年	7月26日	規則第3号	昭和50年	9月25日	規則第4号
昭和50年	12月23日	規則第5号	昭和51年	3月29日	規則第1号
昭和51年	5月7日	規則第2号	昭和51年	7月26日	規則第3号
昭和51年	8月26日	規則第4号	昭和52年	9月1日	規則第1号
昭和52年	9月26日	規則第2号	昭和52年	10月24日	規則第3号
昭和53年	2月23日	規則第1号	昭和53年	4月27日	規則第2号
昭和53年	7月27日	規則第3号	昭和54年	4月23日	規則第1号
昭和54年	7月23日	規則第3号	昭和54年	9月27日	規則第4号
昭和54年	11月22日	規則第5号	昭和54年	12月18日	規則第6号
昭和55年	1月24日	規則第1号	昭和55年	8月21日	規則第2号
昭和55年	9月30日	規則第3号	昭和56年	4月14日	規則第1号
昭和56年	6月25日	規則第2号	昭和56年	7月30日	規則第3号
昭和56年	8月24日	規則第4号	昭和57年	6月4日	規則第1号

昭和57年	7月21日	規則第2号	昭和57年	8月25日	規則第3号
昭和59年	7月25日	規則第1号	昭和60年	5月21日	規則第1号
昭和60年	6月28日	規則第2号	昭和60年	8月26日	規則第3号
昭和60年10月	4日	規則第4号	昭和60年12月	18日	規則第5号
昭和61年	4月23日	規則第1号	昭和61年11月	28日	規則第2号
昭和62年	5月21日	規則第1号	昭和62年	6月18日	規則第2号
昭和62年11月	27日	規則第3号	昭和62年12月	14日	規則第4号
昭和63年	4月1日	規則第1号	昭和63年	4月26日	規則第2号
昭和63年	5月26日	規則第3号	昭和63年12月	23日	規則第4号
平成元年	12月21日	規則第2号	平成2年	4月24日	規則第1号
平成2年	12月17日	規則第2号	平成3年	4月15日	規則第1号
平成3年	8月1日	規則第2号	平成3年11月	25日	規則第3号
平成4年	4月23日	規則第1号	平成4年	5月21日	規則第2号
平成4年	6月29日	規則第3号	平成5年	4月28日	規則第1号
平成5年	6月23日	規則第2号	平成5年	7月22日	規則第3号
平成5年	9月24日	規則第4号	平成5年11月	25日	規則第5号
平成6年	4月26日	規則第1号	平成7年	4月28日	規則第1号
平成7年	7月31日	規則第2号	平成8年	2月22日	規則第1号
平成8年	4月26日	規則第3号	平成8年	5月23日	規則第4号
平成8年	9月24日	規則第5号	平成9年	4月17日	規則第1号
平成9年	5月8日	規則第3号	平成9年	8月25日	規則第4号
平成10年10月	26日	規則第1号	平成11年	5月24日	規則第1号
平成11年	6月21日	規則第2号	平成12年	2月9日	規則第1号
平成12年	3月23日	規則第2号	平成12年	8月28日	規則第3号
平成13年	4月26日	規則第1号	平成13年	6月28日	規則第2号
平成13年	7月23日	規則第3号	平成13年	8月23日	規則第4号
平成13年	9月27日	規則第5号	平成14年	4月1日	規則第2号
平成14年	4月25日	規則第3号	平成14年	5月23日	規則第4号
平成14年	6月26日	規則第5号	平成14年	7月25日	規則第6号
平成15年	4月22日	規則第1号	平成15年	6月26日	規則第2号
平成15年	7月25日	規則第3号	平成16年	4月21日	規則第1号
平成16年	5月21日	規則第2号	平成16年11月	8日	規則第3号
平成16年12月	17日	規則第4号	平成17年	4月26日	規則第2号

平成17年	5月25日	規則第4号	平成18年	4月28日	規則第2号
平成18年	5月23日	規則第4号	平成18年	6月21日	規則第5号
平成18年11月16日		規則第6号	平成19年	5月24日	規則第1号
平成19年	6月21日	規則第2号	平成19年	7月19日	規則第3号
平成19年	9月20日	規則第4号	平成19年10月26日		規則第5号
平成19年11月22日		規則第6号	平成19年12月21日		規則第7号
平成20年	2月21日	規則第1号	平成20年	3月19日	規則第2号
平成20年	4月24日	規則第4号	平成20年	5月27日	規則第5号
平成20年	7月1日	規則第6号	平成20年11月28日		規則第7号
平成21年	3月30日	規則第1号	平成21年	4月30日	規則第3号
平成21年	5月29日	規則第4号	平成21年	9月3日	規則第5号
平成21年12月2日		規則第6号	平成22年	3月30日	規則第1号
平成22年	6月28日	規則第2号	平成23年	4月27日	規則第1号
平成23年	5月31日	規則第2号	平成24年	4月25日	規則第1号
平成24年	5月29日	規則第2号	平成24年	7月31日	規則第3号
平成24年10月30日		規則第4号	平成25年	3月29日	規則第1号
平成25年	5月1日	規則第2号	平成26年	4月21日	規則第1号
平成26年	6月24日	規則第2号	平成26年	7月31日	規則第3号
平成26年	8月29日	規則第4号	平成27年	3月19日	規則第1号
平成27年	4月17日	規則第2号	平成27年	5月27日	規則第3号
平成28年	4月22日	規則第5号	平成28年	5月24日	規則第6号
平成28年	7月27日	規則第7号	平成29年	4月21日	規則第1号
平成29年	6月20日	規則第2号	平成29年	8月24日	規則第3号
平成30年	4月26日	規則第1号	平成30年	5月21日	規則第2号
平成30年	6月21日	規則第3号	平成30年	8月29日	規則第4号
平成30年10月24日		規則第5号	平成31年	2月28日	規則第1号
平成31年	3月28日	規則第2号	平成31年	4月19日	規則第3号
令和元年	5月22日	規則第4号	令和2年	3月26日	規則第1号
令和2年	7月3日	規則第2号	令和2年	9月24日	規則第3号
令和3年	4月23日	規則第1号	令和3年	5月27日	規則第2号
令和3年	6月24日	規則第3号	令和3年11月29日		規則第8号
令和3年12月16日		規則第9号	令和4年	1月13日	規則第1号
令和4年	2月24日	規則第2号	令和4年	3月17日	規則第3号

令和 4年 4月26日 規則第 4号	令和 4年 6月28日 規則第 5号
令和 4年 8月25日 規則第 6号	令和 4年 9月28日 規則第 7号
令和 5年 3月20日 規則第 2号	令和 5年 4月24日 規則第 4号
令和 5年 6月28日 規則第 5号	令和 5年12月20日 規則第 7号
令和 6年 4月22日 規則第 1号	

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第4項の規定により、法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を共同設置している市町村及び一部事務組合（以下「関係団体」という。）に関し、法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 関係団体に勤務する職員（関係団体が設置している学校に勤務する職員を除く。）のうち、管理職員等は、別表第1の左欄に掲げる関係団体の区分及び同表中欄に掲げる機関の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者とする。

2 関係団体が設置している学校に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第2の左欄に掲げる学校の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者とする。

(組織の変更等についての報告)

第3条 関係団体の長は、別表第1に掲げる機関に変更があったとき、又は同表右欄の職若しくはこれに相当すると認められる職の改廃若しくは新設があったときは、すみやかにその旨を東京都市町村公平委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年5月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年5月1日から適用する。

附 則（昭和42年8月17日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則（昭和42年8月17日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年9月21日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年12月21日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日から適用する。

附 則 (昭和43年5月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年6月22日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年7月29日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

附 則 (昭和43年9月28日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年8月1日から適用する。

附 則 (昭和43年11月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

附 則 (昭和44年5月22日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年8月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則 (昭和44年9月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年9月1日から適用する。

附 則 (昭和45年4月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年7月23日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年8月27日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年2月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月25日規則第2号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年4月22日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年5月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年7月22日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年11月25日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年2月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年5月29日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年7月29日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年8月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年9月28日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年11月25日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年5月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年8月15日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年11月22日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年1月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年2月27日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年5月24日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年7月26日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年9月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月23日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年5月7日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年7月26日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年8月26日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月26日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年10月24日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年2月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年4月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年7月27日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年4月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月23日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年9月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年11月22日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年12月18日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年1月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年8月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年9月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年4月14日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年6月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年7月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年8月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年6月4日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年7月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年8月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年7月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年5月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年6月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年8月26日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年10月4日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年12月18日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年4月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年11月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年5月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年6月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年11月27日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年12月14日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年4月26日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年5月26日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年12月23日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年12月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年4月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年12月17日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年4月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年8月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年11月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年5月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月29日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月28日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年7月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年9月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年11月25日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月28日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年2月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月26日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年5月23日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月24日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月8日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年8月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年6月21日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月9日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成12年3月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年8月28日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年8月23日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年9月27日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年5月23日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月26日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年6月26日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年5月21日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月8日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成16年12月17日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月26日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年5月23日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月21日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月16日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月21日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月19日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月20日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月26日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月22日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月19日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年5月27日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月30日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月3日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月2日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1多摩市の部の改正規定は平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月25日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月29日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（阿伎留病院組合の部を削る部分に限る。）は、平成25年8月1日から適用する。

附 則（平成26年6月24日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1日の出町の部町長部局の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育長については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月17日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月22日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月24日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月27日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 国立市の部の改正規定は平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年8月24日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月21日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月21日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月24日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月28日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月19日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月3日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月24日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月24日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月16日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和4年1月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月24日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 瑞穂町の部の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月28日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月20日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附 則（令和6年4月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1

関係団体	機 関	職
国 立 市	議 会 事 務 局	局長 次長
	市 長 部 局	部長 担当部長 参事 課長 担当課長 室長 局長 主幹 政策経営部市長室秘書係長 政策経営部政策経営課政策経営係長、政策経営係主査（予算編成担当）、財政係長及び財政係主査（予算編成担当） 行政管理部総務課庶務管財係長 行政管理部職員課人事・人材育成係長及び給与厚生係長
	会 計 管 理 者	会計管理者 課長
	教 育 委 員 会 事 務 局	部長 課長 担当課長 主幹 所長 館長
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	局長
	監 査 委 員 事 務 局	局長
	農 業 委 員 会 事 務 局	局長
福 生 市	議 会 事 務 局	局長 次長
	市 長 部 局	部長 参事 課長 主幹 企画財政部秘書広報課秘書係長 企画財政部企画調整課企画調整担当主査（組織担当） 総務部職員課職員係長 総務部職員課主査
	会 計 管 理 者	会計管理者 課長
	教 育 委 員 会 事 務 局	教育部長 参事 課長 館長 主幹
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	局長
	監 査 委 員 事 務 局	局長
狛 江 市	議 会 事 務 局	局長 次長 副主幹
	市 長 部 局	部長 次長 会計管理者 理事 課長 室長 主幹 課長補佐 副主幹 秘書広報室秘書担当主査 政策室企画調整担当主査 財政課財政係長及び財政課主査 職員課人事研修係長及び人事研修担当主査
	教 育 委 員 会 事 務 局	部長 理事 課長 室長 主幹 館長 課長補佐 副主幹
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	局長 次長
	監 査 委 員 事 務 局	局長 次長
	農 業 委 員 会 事 務 局	局長 次長
	議 会 事 務 局	局長 次長
東 大 和 市	議 会 事 務 局	局長 次長
	市 長 部 局	部長 参事 会計管理者 課長 室長 センター長 担当課長 副参事 市長室秘書係長 企画政策課政策担当係長（定数管理担当） 企画政策課改革推進担当係長（人材マネジメント担当） 財政課財政担当係

		長 職員課人事研修係長 職員課給与厚生係長
	教育委員会 事務局	部長 参事 課長 副参事 担当課長 中央公民館 長 中央図書館長
	選挙管理委員会 事務局	局長
	監査委員会 事務局	局長
清瀬市	議会事務局	事務局長 参事 次長
	市長部局	統括監 部長 担当部長 参事 課長 センター長 担当課長 副参事 経営政策部未来創造課マネジ メント係長 経営政策部未来創造課イノベーション 推進係長 経営政策部未来創造課人材育成係長 経 営政策部財政課財政係長 総務部総務課総務係長
	会計管理者	会計管理者 課長
	教育委員会 事務局	部長 参事 課長 館長 担当課長 副参事 教育 部教育企画課企画係長 教育部教育指導課教職員係 長
	選挙管理委員会 事務局	事務局長 副参事
	監査委員会 事務局	事務局長
	保育園	園長
	議会事務局	局長 次長
東久留米市	市長部局	部長 室長 参事 課長 主幹 企画経営室財政課 主査(予算担当) 企画経営室秘書広報課秘書係長 総務部総務課主査(庶務担当) 総務部職員課主査 (人事給与担当) 総務部職員課主査(労務担当)
	会計課	会計管理者 課長
	教育委員会 事務局	部長 参事 課長 室長 館長 主幹 教育部教育 総務課庶務係長
	選挙管理委員会 事務局	局長
	監査事務局	局長
	農業委員会 事務局	局長
	保育園	園長
	議会事務局	事務局長 事務局次長
武蔵村山市	市長部局	部長 担当部長 参事 会計管理者 課長 担当課 長 主幹 企画財政部秘書広報課秘書係長 企画財 政部企画政策課行政管理係長 企画財政部財政課財 政・検査係長 総務部文書法制課文書係長 総務部職 員課人事給与係長、採用・制度改正係長及び研修厚生 係長
	監査事務局	事務局長
	教育委員会 事務局	部長 担当部長 参事 課長 館長 室長 担当課 長 主幹

	選挙管理委員会 事務局	事務局長
多摩市	議会事務局	局長 次長
	市長部局	部長 会計管理者 参事 室長 局長 課長 副参事 秘書広報課秘書係長 財政課財政担当主査 人事課人事・人財育成係長及び給与・厚生係長
	教育委員 会事務局	部長 参事 課長 副参事 館長 学校給食センター長 教育センター長 統括指導主事 教育振興課総務係長 教育指導課教職員係長
	選挙管理委員会 事務局	局長
	監査委員 会事務局	局長 次長
	農業委員 会事務局	局長
稲城市	議会事務局	事務局長 事務局次長
	市長部局	部長 担当部長 参事 課長 担当課長 主幹 企画部企画政策課企画政策係長及び担当係長 企画部財政課財政係長 企画部秘書広報課秘書係長 総務部人事課人事給与係長
	会計管理 者	会計管理者 課長
	選挙管理委員会 事務局	事務局長
	監査事務局	事務局長
	教育委員 会事務局	部長 担当部長 課長
	農業委員 会事務局	事務局長
羽村市	議会事務局	局長 次長
	市長部局	部長 課長 主幹 所長 室長 企画部企画政策課企画政策担当主査 企画部財政課財政担当主査 企画部秘書広報課秘書係長 総務部総務課総務係長、総務係主査及び法制係長 総務部職員課人事研修係長及び給与厚生係長
	会計管理 者	会計管理者 課長
	教育委員 会事務局	部長 参事 課長 室長 館長 センター長
	選挙管理委員会 事務局	局長
あきる野市	議会事務局	事務局長 事務局次長
	市長部局	部長 担当部長 課長 所長 室長 担当課長 企画政策部企画政策課長補佐及び主査 企画政策部市長公室主査(秘書担当) 企画政策部財政課長補佐及び財政担当主査 総務部総務課庶務係長、主査(庶務担当)及び法規係長 総務部職員課人事給与係長及び研修厚生係長

	会 計 課	会計管理者 課長
	教 育 委 員 会 事 務 局	部長 担当部長 課長 室長 館長 担当課長 教 育部教育総務課教育総務係長
	選挙管理委員会 事 務 局	事務局長
	監 査 委 員 事 務 局	事務局長
	農 業 委 員 会 事 務 局	事務局長
西 東 京 市	議 会 事 務 局	局長 参与 副参与 次長 主幹
	市 長 部 局	部長 室長 担当部長 参与 部次長 副参与 課 長 センター長 担当課長 主幹 特命主幹 総務 部職員課長補佐 総務部職員課人材育成推進係長及 び人材育成推進係主査 総務部職員課給与厚生係長 及び給与厚生係主査
	会 計 管 理 者 の 事 務 部 局	会計管理者 参与 副参与 課長 主幹
	福 祉 事 務 所	所長 参与 課長 主幹
	教 育 委 員 会	部長 特命担当部長 参与 部次長 副参与 課長 館長 主幹 教育部教育企画課企画調整係長
	選挙管理委員会 事 務 局	局長 参与 主幹
	監 査 事 務 局	局長 参与 副参与 主幹
	農 業 委 員 会 事 務 局	局長 主幹
瑞 穂 町	議 会 事 務 局	局長
	町 長 部 局	部長 参事 課長 主幹 企画部企画政策課企画推 進係長及び秘書係長 企画部総務課職員係長 企画 部財政課財政係長
	教 育 委 員 会 事 務 局	部長 課長 館長 主幹 統括指導主事
	会 計 管 理 者	課長
日 の 出 町	議 会 事 務 局	局長
	町 長 部 局	課長 所長 担当課長 主幹 企画財政課企画係長 及び財政係長 総務課庶務係長及び職員係長
	教 育 委 員 会 事 務 局	課長 室長 所長 館長
檜 原 村	議 会 事 務 局	局長
	村 長 部 局	課長 所長 主幹
	教 育 委 員 会 事 務 局	課長 主幹
奥 多 摩 町	議 会 事 務 局	局長
	町 長 部 局	課長 主幹 企画財政課企画調整係長及び財政係長 総務課庶務係長及び秘書広報係長
	会 計 管 理 者	主幹
	教 育 委 員 会 事 務 局	課長

	奥多摩病院	参事 院長 副院長 事務長 診療部長 医長 薬 局長 看護師長
大島町	議会事務局	局長
	町長部局	課長 室長 主幹 総務課庶務係長 政策推進課財 政係長
	会計管理者	会計室長
	教育委員会 事務局	課長 場長
利島村	村長部局	課長 主幹
	教育委員会	
新島村	議会事務局	事務局長
	村長部局	課長 支所長 事務長 館長 室長 会計管理者 主幹 総務課庶務係長
	教育委員会 事務局	課長 事務長
神津島村	村長部局	課長
	教育委員会	
	診療所	所長
三宅村	議会事務局	事務局長
	村長部局	会計管理者 課長 担当課長 総務課庶務係長及び 人事係長 企画財政課財政係長
	教育委員会 事務局	課長
御蔵島村	村長部局	課長
	教育委員会 事務局	
八丈町	議会事務局	事務局長 主幹 課長補佐
	町長部局	課長 主幹 課長補佐 総務課庶務係長 企画財政 課財政係長
	教育委員会 事務局	課長 主幹 課長補佐
青ヶ島村	村長部局	課長 室長
	教育委員会 事務局	
	診療所	所長
小笠原村	議会事務局	局長
	村長部局	課長 副参事 事務長 支所長 総務課総務係長 財政課財政係長
	教育委員会 事務局	課長
東京都島嶼 町村一部 事務組合	組合事務局	局長 次長 課長 主幹
瑞穂斎場 組合		会計管理者 事務局長 主幹
湖南衛生 組合	組合事務局	局長 課長 場長 庶務係長

西多摩 衛生組合	組合事務局	局長 施設長 参事 館長 課長 主幹
多摩川 衛生組合	組合事務局	局長 課長 総務係長
東京都市町 村職員退職 手当組合	組合事務局	局長 次長 課長 庶務係長 業務係長
	東京都市町村 公平委員会	事務長 次長 主幹 副主幹 主査
羽村・瑞穂 地区学校 給食組合	組合事務局	事務局長 課長
	教育委員会	事務局長 所長 課長 羽村・瑞穂地区学校給食センター給食課庶務係長及び職員係長
西秋川 衛生組合	組合事務局	局長 次長 庶務係長
東京都 三市収益 事業組合	組合事務局	事務局長 次長 課長 課長補佐
多摩ニュー タウン 環境組合	組合事務局	事務局長 参事 課長 総務担当主査
稲城・府中 墓苑組合	組合事務局	事務局長 担当課長 人事・給与担当主査
柳泉園組合	組合事務局	局長 参事 課長 主幹 総務課企画財務係長及び庶務文書係長
多摩六都 科学館組合	組合事務局	局長 次長 課長 主幹 課長補佐並びに人事、給与及び予算担当主査
秋川流域 斎場組合	組合事務局	局長 庶務係長

別表第2

学校	職
小学校	校長、副校長
中学校	校長、副校長